

会津坂下町新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和2年7月10日号
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス
感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

感染防止対策の徹底など、より一層慎重な行動をお願いします

現在、県内においては新規感染者は6月19日以降確認されておらず、感染拡大が抑えられています。しかし、全国の感染動向としては、東京都において1日あたりの新規感染者が100名を超えるなど、緊急事態宣言解除後に首都圏を中心に増加がみられ、予断を許さない状況です。

移動の自粛要請の解除に伴い、県内外との往来や交流も活発になってきていますので、感染防止対策を引き続き徹底し、慎重に行動されますようお願いいたします。

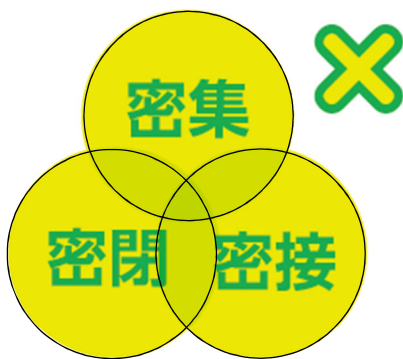
県内外の往来には細心の注意を払いましょう

- ・自分が移動する移動先の感染状況を確認しましょう
- ・3密となる場所はできるだけ避けましょう
- ・マスク着用などの感染防止対策を徹底しましょう
- ・感染リスクが高い地域への移動や、そうした地域からご家族が帰省される場合、移動後2週間の行動歴を記録しましょう



誰とどこで
会ったかメモ

身近なことからコツコツ徹底！感染防止対策



3密の回避

これからますます暑くなり、マスクの着用が難しくなってきます。こまめな換気や、正面を避ける(対面時)などで3密を避け、快適に感染防止対策を徹底していきましょう。

また、自身の健康管理(体温チェックなど)もしっかり行っていきましょう。



換気の徹底



手洗い・
手指衛生の徹底



(状況に応じて)
マスクの着用



正面は避ける



距離を取る



会話は控えめに



健康管理の徹底

▼町生活支援事業は裏面をご覧ください。

会津坂下町生活支援事業の詳細

マスクの配付を行っています

感染予防対策のため、長期的に着用が必要となるマスクを配付しています。配付時にご不在の際は、ご自宅の郵便受けへ投函、玄関近くへ置く、ドアノブへかけるなどの対応をさせていただくことがありますのでご了承ください。

対象者 町内全世帯

配布枚数 1世帯につき50枚入りマスク1箱（6人以上世帯には2箱）
※区・自治会を通して配付を行っています。

問/申込 生活課 福祉健康班 ☎84-1522

町内で商売をしている方へ

～感染防止対策事業者応援金の申請はお済みですか？～

マスクや消毒液などの購入経費を支援するために、町内で商売をしている方へ感染防止対策事業者応援金（3万円）を支給しています。多くの方が該当となる応援金です。

ご不明な点や詳細については、下記までお気軽にご連絡ください。

対象者 町内で感染防止対策を行って商売をしている方
（理美容業・小売業・医療・介護、建設業、製造業、運輸業、NPO、神社・仏閣等）
※現在、対策している方も申込みできます。

※町独自支援のため、国・県の支援策と重複して申請できます。

添付書類 ①確定申告書の写し（※営業実態が確認できる書類などでも可）

②身分証明書の写し（免許証など）

③通帳の写し

④感染防止対策をしたことが分かる写真（例：マスク着用・消毒液の設置など）

申請期限 9月30日（水）

問/申込 産業課 商工観光班 ☎83-5711

学生生活支援事業にお申込みください

県外で暮らしている学生を対象に町の特産品を贈ります。

対象者 町内出身の18～24歳（平成8年4月2日～平成14年4月1日に生まれた方）までの
県外在住の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生で、保護者が町内在住の方

支援品 マスク、米4kg、味噌、醤油、その他（8千円相当）

提出書類 ●申込書 ●学生証または在学証明書の写し など

※詳しくは6月25日に全戸配布したチラシ「県外で学ぶ学生を応援します（裏面：申込書）」
をご参照ください。

申込書は、町HPでダウンロードするか、役場東分庁舎、各地区コミュニティセンター
に置いてあります。

※お届け先は、県外となりますので、ご注意ください。

申請者 本人または保護者（親、祖父母、兄弟など）

申請期限 8月31日（月）まで（郵送（当日消印有効）、メール、FAX で申請可能）

問/申込 産業課 商工観光班 ☎83-5711 FAX83-5713

E-Mail gakusei@town.aizubange.fukushima.jp